

赤尾村惣百姓法度連判帳（林家二一七七）

一 かい子之節桑盜候者

此過料壹貫五百文宛

一 柳桑其外竹木

枝葉并物から

等迄盜取者

此過料一貫文宛

一 村中召仕之者右

諸色盜取候ハ、主

人へ附り其者より

過料右同断

五人組帳前書（野中家三〇三八）

一 耕作商売をも不致又ハ遠国（おんごく）へ切々相越

者并博奕（ばくち）其外賭之諸勝負を好不似合

衣類着不審多きもの於有之ハ早速（さっそく）可申

上候若（もし）隠置彼之もの悪事をなし脇より

頭においてハ其者并親子兄弟之儀ハ不及

申上名主五人組迄御穿鑿（せんさく）之上科之輕重ニ

したかひ御科可被 仰付候惣て一夜泊他所へ

相越候といふとも其行所并用事之子細名主

五人組へ相断可罷出候事

附り盗人訴人ニハ其同類より後日に

あたをなすにつき氣遣いたし不罷出由

聞候向後御役所之筒へ密々ニ書付可差上候

あたをなさざる様ニ可被 仰付旨奉畏候事